



SMTB 厚生年金基金ニュース

(平成 25 年 4 月 3 日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

運用受託機関への「運用の基本方針」等の提示に係る通知改正について

標記通知改正については、3月15日までの間、パブリックコメント手続きが行われておりました。3月29日付で、パブリックコメント手続きで寄せられた意見等に対する厚労省の回答が公表されるとともに、改正通知が発出されましたのでご案内申し上げます。なお、当該通知改正を踏まえ、弊社営業担当者から、「運用の基本方針の写し」等のご提供をご依頼申し上げることがございますのでご協力くださいますようお願いいたします。

I. 発出された改正通知

- 『「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(通知)の一部改正について』 / 新旧 (平成 25 年 3 月 29 日年発第 0329 第 1 号)

II. 改正通知の概要 施行日：平成 25 年 4 月 1 日

通知の概要・施行日は、パブリックコメント手続きにおいて公表されたものから概ね変更ありません。施行日以降、「運用の基本方針の写し」(以下、基本方針)及び「基金の総資産額を示す資料」(以下、総資産額)に関し、次のような実務フローが生じることになります。(下線部は厚労省の回答を受けて修正・追加したものの。)

No.	実務フロー	備考
1	【基金 ⇒ 運用受託機関(*1)】 基本方針(*2)、総資産額(*3)の交付	運用ガイドラインを交付する時に基金が行う。 *1) 信託銀行、生保会社、投資顧問が該当する。 *2) 前回交付時から記載内容に変更がない限り再交付不要。ただし、記載内容変更時には遅滞なく交付する。 *3) <u>基金が直近で把握している額が良い。交付方法は対面交付・郵送・電子メール等が考えられるが、HP上の公表で代替することは不相当。</u>
2	【運用受託機関】 運用状況に関する確認(*4)	運用ガイドラインの交付を受けた時等に運用受託機関が行う。 *4) 基本方針、総資産額、運用ガイドラインを用いて自身が受託している運用の状況を確認。確認基準や方法は各運用受託機関による。
3	【運用受託機関 ⇒ 基金】 分散投資(*5)に関する通知(*6)	分散投資義務違反のおそれを知った場合に運用受託機関が行う。 *5) 厚生年金基金令第39条の15に基づくもの。 *6) 通知基準や方法は各運用受託機関による。
4	【基金】 分散投資に関する通知の確認(*7)	分散投資に関する通知を受けた場合に基金が行う。 *7) 運用状況を時価で確認し、その結果を代議員会等に報告する。
5	【基金 ⇒ 運用受託機関】 確認結果に基づく措置(*8)の実施	確認の結果、分散投資義務違反の状況・おそれが判明した場合に基金が行う。 *8) 違反状況等の解消のため投資配分比率の調整等を行う。措置の実施(or確認の結果、違反状況等がないこと)は通知した運用受託機関に報告・連絡する。 <u>報告・連絡方法は書面で行うことが望ましい。</u> また、代議員会・資産運用委員会にも報告することが望ましい。

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。